

---

# 北本市立学校の適正規模等に関する 基本方針 (案)

平成 年 月

北本市教育委員会

---

---

## 目 次

I	はじめに	1
II	基本方針策定の背景	2
III	北本市立小・中学校の現状と将来予想	3
1	児童生徒数・学級数の推移	3
2	児童生徒数・学級数の将来予想	5
3	小・中学校の設置状況	7
IV	これまでの学校教育の充実を図る取組	9
1	少人数学級編制の実施	9
2	中学校学校選択制の導入	9
3	学校4・3・2制（小中一貫教育）の推進	10
V	学校規模等に関する意識調査	12
VI	適正な学校規模等の分析	16
1	小規模校のメリット・デメリット	16
2	大規模校のメリット・デメリット	17
VII	北本市立学校の適正規模等に関する基本方針	18
	適正な学校規模の考え方（基本方針）	18
VIII	今後の学校教育の充実を図る取組の方向性	23
1	小学校低学年時からの「きめ細かな指導」の推進	23
2	社会の変化・地域の状況に応じた中学校学校選択制の実施	23
3	学校4・3・2制（小中一貫教育）の発展	23
4	小規模校の適正化への対応	24
IX	基本方針の見直し等について	24

---

\*新元号に移行したときは、平成31年5月以降の年及び年度の表記に限り、新元号に読み替えるものとします。

---

## I はじめに

わが国の少子高齢化・人口減少の急速な進行は未だ回復の兆しを見せず、本市においても、平成27年（2015年）から平成42年（2030年）までの間に、市の総人口が12.4%減少することが見込まれています。<sup>\*1</sup>

その一方で、高齢化率は、平成27年の26.7%から、平成32年（2020年）には31.3%に増加する見込みとなり、国や県と同様に、少子高齢化・人口減少が急速に進んでいく見通しとなっています。<sup>\*2</sup>

こうした中、各自治体における少子化に伴う学校の小規模化への対応については、必要な検討がすでに行われている自治体もある一方で、様々な事情から、検討が進んでいない自治体もあります。

このため、国全体としては、標準規模を大きく下回る学校が相当数存在している状況となり、こうした小規模校には、きめ細かな個別指導が実施しやすいなどの利点がある一方で、社会性の育成に制約が生じるなどの教育指導上の課題も存在するとされています。

本市においても、今後、少子化がさらに進むことが予想される中で、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点、学校の老朽化などの課題を踏まえながら、地域実情に応じた最適な学校教育のあり方や学校規模について、主体的に検討することが求められています。

こうしたことを受け、北本市教育委員会では、この重要な課題を将来にわたって継続的に検討していくため、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校の果たす役割を再確認し、学校教育の目的と目標をより良く実現させていきます。

そのために、本市における学校規模の適正化等に関する基本的な考え方となる「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針」を定め、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題に対応していくとともに、本市の教育未来像となる「共に学び 未来を拓く 北本の教育」<sup>\*3</sup>を基本理念に定める「北本市教育振興基本計画」に基づき、学校教育の充実を図るための教育施策を展開していきます。

\*1 参考文献「将来的な人口減少に対応したまちづくりのための調査研究（平成27年3月北本市・一般財団法人 地方自治研究機構）」より

\*2 参考文献「北本市まち・ひと・しごと創成 総合戦略（平成28年3月北本市）」より

\*3 「北本市教育振興基本計画」は、北本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画となります。（P11に計画書冊子の市HP掲載URLを紹介しています。）

---

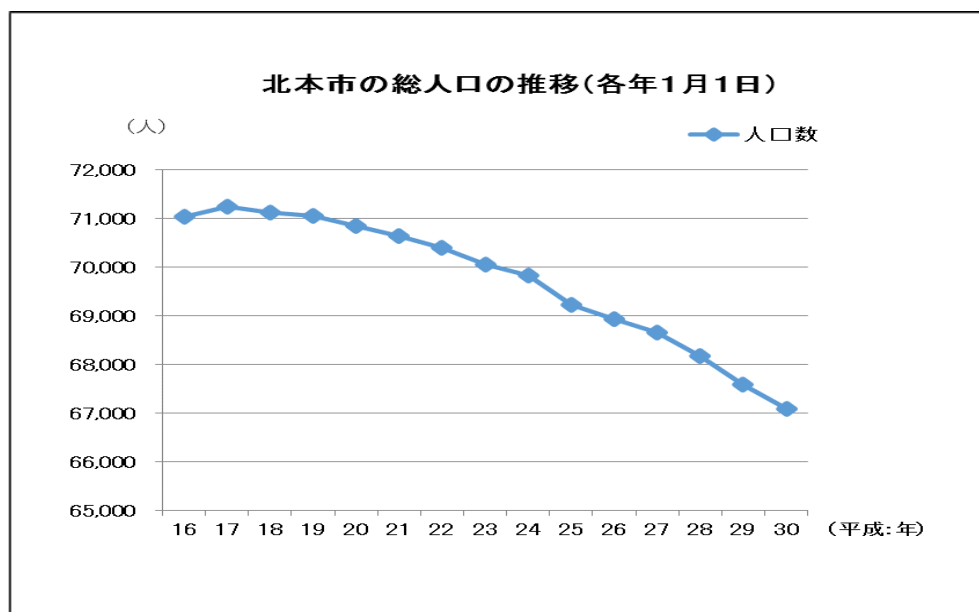
## II 基本方針策定の背景

本市では、昭和46年（1971年）の市政施行以来、東京近郊のベッドタウンとして、人々の大量流入により人口が増え続けてきましたが、平成17年（2005年）をピークに減少傾向が続いており、平成27年（2015年）から平成42年（2030年）までの間に、総人口が12.4%減少することが見込まれ、国や県と同様に、少子高齢化・人口減少が急速に進んでいく見通しとなっています。

現在、市内小・中学校においても、一部の学校で小規模校化が顕著となり、学校間での児童生徒数及び学級数に大きな開きが生じています。

今後も、引き続き児童生徒数の減少が見込まれる中で、現在の子供たちや学校を取り巻く社会の状況・環境の変化などについて考えた場合、こうした小規模校においては、子供たちの社会性の育成や多様な学習活動と集団活動の実施に制約が生じ、さらには学校運営にも様々な影響や問題が生じることが危惧されます。

一方で、北本市教育委員会では、時代の変化に対応した学校教育を実現するため、「少人数学級編制の実施」、「中学校学校選択制の導入」、「学校4・3・2制（小中一貫教育）の推進」など、数多くの特色ある学校教育の取組について、「北本市教育振興基本計画」に基づき実施してきましたが、こうした取組の意義を踏まえつつ、学校の果たす役割を再確認し、今後の本市の実情に応じた最適な学校教育のあり方や学校規模について、あらためて検討する必要があります。



### Ⅲ 北本市立小・中学校の現状と将来予想

#### 1 児童生徒数・学級数の推移

本市の市立小・中学校に在籍する児童生徒数の推移に視点を当てると、昭和46年（1971年）の市政施行前後からの人口の急増に伴い、児童生徒数も増加傾向にあったことから、市立小・中学校の開校が順次進められてきましたが、昭和57年度（1982年）の10,493人をピークに、その後は減少に転じ、平成26年度（2014年）には、ピーク時のおよそ半分となる5,218人となり、その後も減少傾向が続いている状況となります。

北本市立学校児童生徒数の推移（5月1日現在）

年度	西暦	小学校		中学校		児童生徒数の計	年度	西暦	小学校		中学校		児童生徒数の計
		校数	児童数	校数	生徒数				校数	児童数	校数	生徒数	
S50	1975	6	5,262	2	1,577	<b>6,839</b>	H9	1997	8	4,739	4	2,635	<b>7,374</b>
S51	1976	7	5,735	2	1,722	<b>7,457</b>	H10	1998	8	4,661	4	2,515	<b>7,176</b>
S52	1977	7	6,260	2	2,040	<b>8,300</b>	H11	1999	8	4,538	4	2,462	<b>7,000</b>
S53	1978	7	6,542	3	2,233	<b>8,775</b>	H12	2000	8	4,418	4	2,344	<b>6,762</b>
S54	1979	7	6,894	3	2,399	<b>9,293</b>	H13	2001	8	4,314	4	2,327	<b>6,641</b>
S55	1980	7	6,982	3	2,639	<b>9,621</b>	H14	2002	8	4,214	4	2,263	<b>6,477</b>
S56	1981	7	7,110	3	2,883	<b>9,993</b>	H15	2003	8	4,091	4	2,252	<b>6,343</b>
S57	1982	7	7,236	4	3,257	<b>10,493</b>	H16	2004	8	4,000	4	2,146	<b>6,146</b>
S58	1983	7	7,004	4	3,456	<b>10,460</b>	H17	2005	8	3,969	4	2,077	<b>6,046</b>
S59	1984	7	6,856	4	3,563	<b>10,419</b>	H18	2006	8	3,880	4	2,025	<b>5,905</b>
S60	1985	7	6,441	4	3,705	<b>10,146</b>	H19	2007	8	3,770	4	2,033	<b>5,803</b>
S61	1986	7	6,138	4	3,700	<b>9,838</b>	H20	2008	8	3,757	4	1,958	<b>5,715</b>
S62	1987	7	5,850	4	3,696	<b>9,546</b>	H21	2009	8	3,799	4	1,887	<b>5,686</b>
S63	1988	7	5,617	4	3,516	<b>9,133</b>	H22	2010	8	3,771	4	1,808	<b>5,579</b>
H元	1989	7	5,530	4	3,302	<b>8,832</b>	H23	2011	8	3,661	4	1,830	<b>5,491</b>
H2	1990	7	5,342	4	3,189	<b>8,531</b>	H24	2012	8	3,590	4	1,842	<b>5,432</b>
H3	1991	7	5,328	4	3,059	<b>8,387</b>	H25	2013	8	3,506	4	1,832	<b>5,338</b>
H4	1992	7	5,215	4	3,006	<b>8,221</b>	H26	2014	8	3,386	4	1,832	<b>5,218</b>
H5	1993	8	5,203	4	2,804	<b>8,007</b>	H27	2015	8	3,287	4	1,819	<b>5,106</b>
H6	1994	8	5,150	4	2,773	<b>7,923</b>	H28	2016	8	3,142	4	1,799	<b>4,941</b>
H7	1995	8	5,048	4	2,735	<b>7,783</b>	H29	2017	8	3,042	4	1,696	<b>4,738</b>
H8	1996	8	4,917	4	2,680	<b>7,597</b>	H30	2018	8	2,921	4	1,636	<b>4,557</b>

ここ10年間における学級数の推移では、特別支援教育の支援体制の整備、指導体制と施設設備の充実を図るため、市内小・中学校における特別支援学級や通級指導教室の開設・増設が順次進められきたことが大きな特徴として捉えられますが、児童生徒数の減少傾向から、全体の学級数についても減少傾向となっています。

特に、平成30年度(2018年)の市内小学校における通常学級の全体数については、在籍児童数が3,000人台を割り込み、100学級を切る結果となっています。

### 北本市立学校の学級数等の推移(5月1日現在)

年度	西暦	小学校					中学校				
		校数	児童数	学級数			校数	生徒数	学級数		
				通常	特支	計			通常	特支	計
H19	2007	8	3,770	122	6	128	4	2,033	59	3	62
H20	2008	8	3,757	125	6	131	4	1,958	54	3	57
H21	2009	8	3,799	128	7	135	4	1,887	52	3	55
H22	2010	8	3,771	124	8	132	4	1,808	51	3	54
H23	2011	8	3,661	123	8	131	4	1,830	52	3	55
H24	2012	8	3,590	118	9	127	4	1,842	53	3	56
H25	2013	8	3,506	115	9	124	4	1,832	54	3	57
H26	2014	8	3,386	118	10	128	4	1,832	53	6	59
H27	2015	8	3,287	117	12	129	4	1,819	53	7	60
H28	2016	8	3,142	109	12	121	4	1,799	53	8	61
H29	2017	8	3,042	104	13	117	4	1,696	48	8	56
H30	2018	8	2,921	98	15	113	4	1,636	46	8	54

※平成20年度以降の毎月1日現在における学校毎の児童生徒数・学級数の詳細については、市HPに掲載しています。

#### 「小・中学校の児童・生徒数一覧」掲載URL

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/soshiki/kyoiku/gakkokyoiku/gyomu/g1/1/index.html>

※トップページからは、「組織から探す」/「学校教育課」/「業務案内」/「小中学校」/「小・中学校の児童・生徒数一覧」となります。

## 2 児童生徒数・学級数の将来予想

本市の今後5年間における児童生徒数の見込みとしては、児童・生徒とも減少傾向が引き続き見込まれます。特に児童数に視点を当てた場合、平成17年度(2005年)から平成29年度(2017年)まで続いていた3,000人台に回復することが難しい予想から、小学校の小規模化が進むことについて懸念されます。

この児童生徒数の減少傾向から、今後、編制していく通常学級の数についても、同様な傾向が見込まれ、単学級により構成される学校の増加が予想されます。

### 北本市立学校の児童生徒数・学級数の見込み

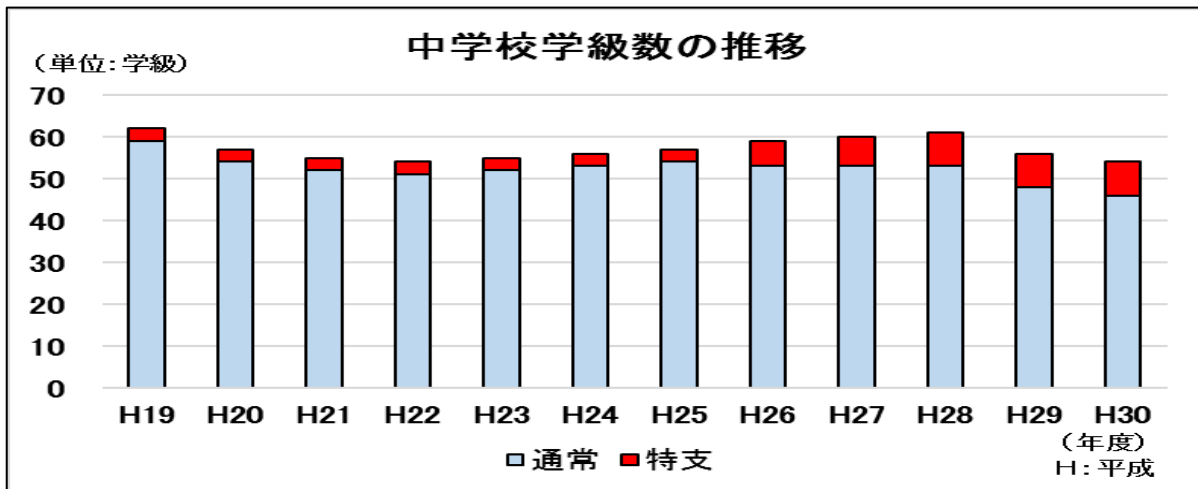
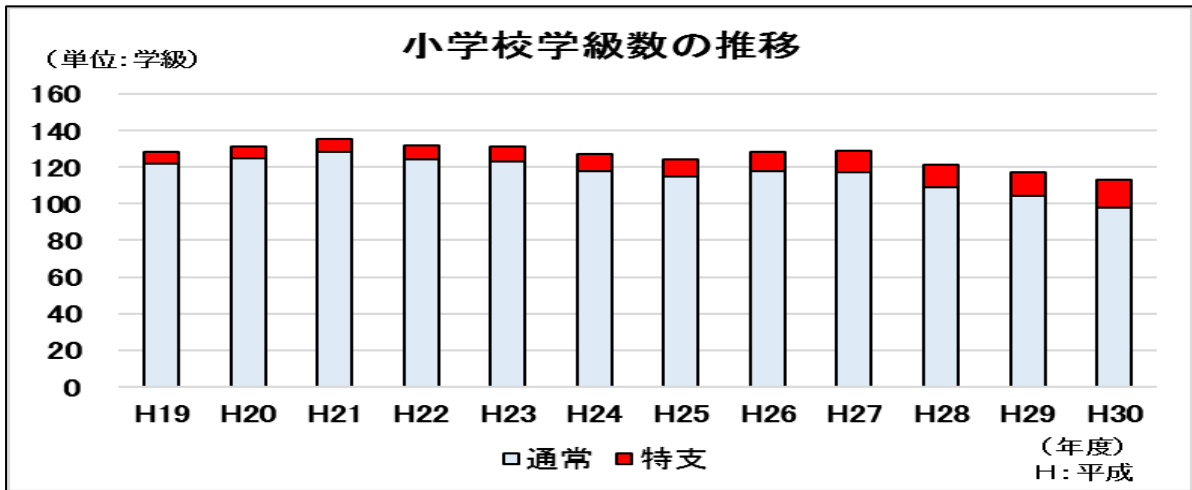
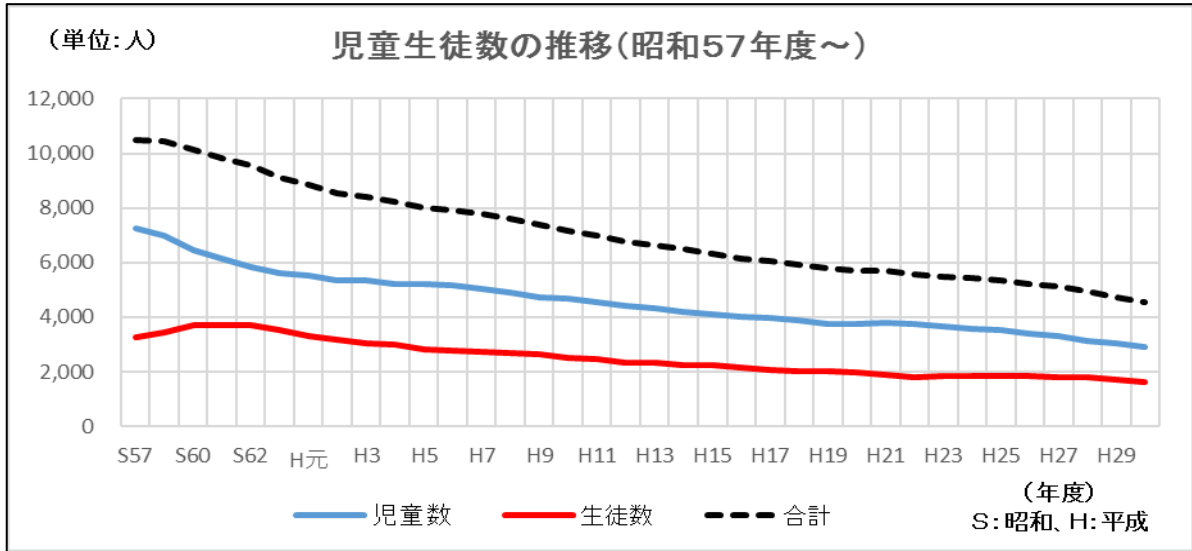
(平成30年1月現在見込数)

年度	西暦	小学校				中学校			
		児童数	将来学級数			生徒数	将来学級数		
			通常	特支	計		通常	特支	計
H31	2019	2,828	96	15	111	1,610	45	8	53
H32	2020	2,716	96	15	111	1,628	45	8	53
H33	2021	2,665	94	15	109	1,588	46	8	54
H34	2022	2,578	92	15	107	1,537	44	8	53
H35	2023	2,555	86	15	101	1,461	43	8	51

※平成29年度(2017年)の設置校数及び学級編制の状況を基に、住民基本台帳より抽出した人数から「将来学級数」を算出しています。

※特別支援学級の「将来学級数」については、平成29年度の設置数及び平成30年度(2018年)の設置予定数を基準に算出しています。

参考資料：Ⅲ 北本市立小・中学校の現状と将来予想の関連資料のグラフ図





### 3 小・中学校の設置状況

学校は、子供たちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、豊かな人間性をはぐくむための教育環境として、重要な役割を果たす施設です。

これまで整備が進められてきた小・中学校施設の多くは、建築後30年を超えており、大規模改修が一部の施設で行われているものの、既に40年以上経過している施設もあることから、施設の改修や更新について、様々な課題があります。

#### 北本市立小学校一覧

学校名	開校年月	保有教室		主な施設の内訳	耐震化	建築年度 (西暦)	経過年数 (2017年基準)	更新目安年度 (西暦)
		普通	特別					
中丸小学校	明治20年11月	16	13	A棟(管理室、普通教室棟)	○	1969	48年	2029
				給食棟(普通・特別教室棟及び給食室)	○	1985	32年	2045
				屋内運動場	○	1970	47年	2030
				プール機械室	○	1986	31年	2046
石戸小学校	明治41年12月	12	9	校舎(管理室、普通教室棟)	○	1959	58年	2019
				A棟(普通・特別教室)	○	1970	47年	2030
				給食棟(普通教室棟及び給食室)	○	1982	35年	2042
				屋内運動場	○	1976	41年	2036
				プール附属室	○	2001	16年	2061
南小学校	昭和42年11月	15	9	A棟(管理室、普通教室棟)	○	2004	13年	2064
				B棟(普通教室棟)	○	1969	48年	2029
				C棟(普通・特別教室棟)	○	1971	46年	2031
				屋内運動場	○	1971	46年	2031
				給食棟	○	1988	29年	2048
				プール附属室	△	1970	47年	2030
栄小学校	昭和46年10月	8	14	A棟(管理室、普通教室棟)	○	1971	46年	2031
				B棟(管理特別教室棟)	○	1976	41年	2036
				屋内運動場	○	1975	42年	2035
				給食棟	△	1972	45年	2032
				プール附属室	△	1973	44年	2033
北小学校	昭和47年6月	15	9	プール機械室	△	1973	44年	2033
				A棟(普通教室、管理諸室棟)	○	1972	45年	2032
				B棟(普通・特別教室棟)	○	1978	39年	2038
				特別教室棟	○	1995	22年	2055
				屋内運動場	○	1975	42年	2035
				給食棟	○	1996	21年	2056
				プール附属室1	△	1973	44年	2033
				プール附属室2	△	1973	44年	2033
西小学校	昭和48年12月	21	12	プール機械室	○	1973	44年	2033
				A棟(管理室、普通教室棟)	○	1973	44年	2033
				B棟(普通教室棟)	○	1975	42年	2035
				屋内運動場	○	1974	43年	2034
				給食棟	○	1973	44年	2033
				プール附属室	△	1978	39年	2038
東小学校	昭和51年4月	17	14	プール機械室	○	1993	24年	2053
				A棟(管理室、普通・特別教室棟)	○	1975	42年	2035
				B棟(普通・特別教室棟)	○	1981	36年	2041
				屋内運動場	○	1977	40年	2037
				給食棟	○	1976	41年	2036
				プール附属室	△	1979	38年	2039
中丸東小学校	平成5年11月	13	12	プール機械室	○	1993	24年	2053
				校舎(管理室、普通・特別教室、給食室)	○	1992	25年	2052
				屋内運動場(プール附属室、プール機械室)	○	1993	24年	2053

※開校年月は、各学校の開校記念日に基づくものとなります。

※保有教室の数は、平成29年度(2017年)の学級編制に基づくものとなります。

※更新目安年度は、建築年度より60年が経過した時点を目安として算出しています。

※面積の規模・構造上から、耐震診断の義務付けのない施設は、「耐震化」の欄を斜線表記としています。

## 北本市立中学校一覧

学校名	開校年月	保有教室		主な施設の内訳	耐震化	建築年度 (西暦)	経過年数 (2017年基準)	更新目安年度 (西暦)
		普通	特別					
北本中学校	昭和25年6月	18	18	A棟(管理・普通教室棟、配膳室)	○	1980	37年	2040
				屋内運動場	○	1980	37年	2040
				給食室	○	2013	4年	2073
				柔剣道場	○	1987	30年	2047
東中学校	昭和47年6月	17	14	A棟(管理・普通教室棟)	○	1972	45年	2032
				B棟(普通教室棟)	○	1977	40年	2037
				C棟(特別教室棟)	○	1983	34年	2043
				屋内運動場	○	1974	43年	2034
				プール附属室	/	1978	39年	2038
				給食室	○	2014	3年	2074
				柔剣道場	○	1989	28年	2049
西中学校	昭和53年11月	9	17	A棟(管理・普通・特別教室棟)	○	1977	40年	2037
				屋内運動場	○	1977	40年	2037
				プール附属室	/	1979	38年	2039
				プール機械室	○	1992	25年	2052
				給食室	○	2012	5年	2072
				柔剣道場	○	1989	28年	2049
宮内中学校	昭和57年6月	12	14	A棟(管理・普通・特別教室棟)	○	1981	36年	2041
				B棟(含柔剣道場)	○	1991	26年	2051
				屋内運動場	○	1982	35年	2042
				プール附属室	○	1981	36年	2041
				給食室	○	2014	3年	2074

※開校年月は、各学校の開校記念日に基づくものとなります。

※保有教室の数は、平成29年度(2017年)の学級編制に基づくものとなります。

※更新目安年度は、建築年度より60年が経過した時点を目安として算出しています。

※面積の規模・構造上から、耐震診断の義務付けのない施設は、「耐震化」の欄を斜線表記としています。

参考文献「北本市公共施設等総合管理計画」より

---

## IV これまでの学校教育の充実を図る取組

本市では学校教育の充実を図るため、これまで数多くの特色ある取組を実施してきました。そして、平成25年（2013年）3月には、本市の教育未来像として、「共に学び未来を拓く 北本の教育」を基本理念に掲げる「北本市教育振興基本計画」を策定し、さらなる教育行政の総合的な推進を図ってきました。

その中において、確かな学力と自立する力を育成し、質の高い学校教育を推進するため、これまで実施してきた次の1から3に掲げる3つの取組については、義務教育の9年間という長期的な展望のもと、その教育効果をきめ細かく検証しながら、今後も継続していくことが重要と考えられます。

### 1 少人数学級編制の実施

これまでの本市の小学校では、落ち着いて話を聞いたり、一定時間席に座っていたり、集中して授業に参加したりすることができないなど、基本的な生活習慣や社会性の発達が不十分な児童が見受けられたことから、こうした児童に対する基礎学力の確かな定着について、大きな課題とされていました。

また、中学校生徒においても、コミュニケーション能力の低下などによる集団生活への不適應や学習意欲の低下、さらに、これらに起因した非行や不登校への発展など、その対応策についても、大きな課題とされていました。

これらの諸課題に対応するためには、小学校低学年のうちから、生活全般に係る「きめ細かな指導」を実施することが重要なことと考え、平成17年度（2005年）から県内の他市町村に先駆けて、構造改革特別区域計画「きめ細かな教育特区」としての認定を受けることにより、本市独自による市費採用教諭（学級担任）の雇用配置及び小学校低学年における「30人程度学級」の学級編成を実現し、確かな学力と規律ある態度を育成するための「きめ細かな指導」を実施してきました。

市の独自雇用となるため、財源及び人材確保等に諸課題はあるものの、全国単位でも<sup>\*4</sup>「きめ細かな指導」の必要性は重視され、法整備による少人数学級の早期実現を求める声が見受けられます。

### 2 中学校学校選択制の導入

本市では、「①児童生徒の特性を活かし、変化の激しい社会での「生きる力」をはぐくむ」、「②学校の透明性を高め、地域の特性を活かし「特色ある学校づくり」を進める」という2つの目的達成を目指すため、子供たちの市内中学校への進学時における学校を選択、いわゆる「学校選択制」について、平成17年度より導入し、実施してきました。

平成17年度からの実施後においても、変化が進む社会の情勢や地域の状況に応じて、

---

\*4 参考文献「平成31年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情（全国都市教育長協議会）」より

---

この「学校選択制」をより良い制度として継続していくため、平成22年度（2010年）から平成23年度（2011年）にかけて「北本市学校選択制協議会」を設置しました。

これまでの実施成果を尊重しつつも、「選択希望校の偏りが生じることで、学校規模に差が生じてしまう」、「学校と地域との結びつきが弱くなる恐れがある」といった制度上の様々な課題を改善するための協議を重ねてきた結果、本市の「学校選択制」の新たな目的の一つとして、「③学校、家庭、地域との結びつきを一層強める」ということを加えた上で、改善した新たな「学校選択制」について、平成25年度（2013年）入学生より適用・実施してきました。

### 3 学校4・3・2制（小中一貫教育）の推進

小学校から中学校への進学に伴い、新しい環境や学校生活の変化への対応に困難を感じ、不登校、学力低下、生活の乱れなどに陥る生徒の増加傾向について、大きな課題となっていました。

本市では、これらの課題解決に向けた取組として、「児童生徒の育ちの長期的な支援」及び「義務教育9年間の中で同じ方向性を目指した継続的な支援」並びに「発達段階に応じた適切な指導」といった3つの観点から、義務教育9年間における「学びの連続性」を構築するため、小・中学校を中学校区ごとに分けた「学校4・3・2制」による施設分離型の小中一貫教育を推進してきました。

具体的には、小・中学校において、小学校1～4年生の4年間、小学校5・6年生と中学校1年生の3年間、中学校2・3年生の2年間をくくりとした、それぞれの発達段階に応じた教育活動を柱に、少人数学級、少人数指導、教科担任制、教員の人事交流、児童生徒の交流などを行っています。

この取組を実現・充実させるために、市費による非常勤講師を配置し、学力向上や「中1ギャップ」の軽減、不登校児童生徒の減少を目指した取組を進めてきました。

取組を進めていく中で、この4・3・2制の形態ごとの取組の効果、そして総括となる9年間の成果のそれぞれが、可視化しにくいといった課題も浮かんできましたが、この課題の解消を図るため、PDCAサイクルによる管理手法を用いて、形態ごとの効果をきめ細かく検証し、措置・改善等を図りながら、総合的に推進していきます。

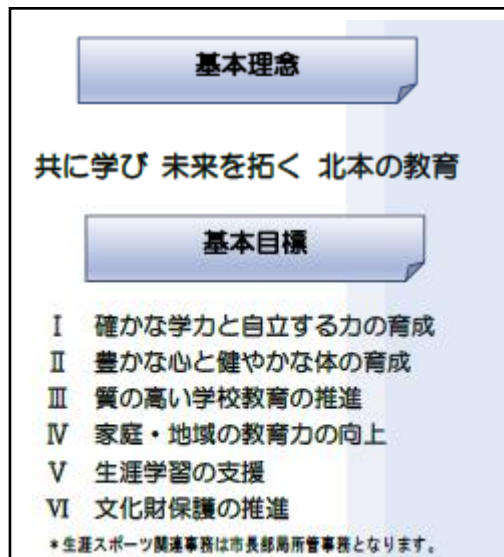
【 学校4・3・2制の形態と取組 】

小学校				中学校				
1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
学校4・3・2制 「4」のくくり				学校4・3・2制 「3」のくくり		学校4・3・2制 「2」のくくり		
幼稚園、保育園(所)との交流を充実させ、「小1プロブレム」の軽減を図り、「 <b>学びの基礎</b> 」を築きます。		「 <b>学びの定着</b> 」(確実な学力向上)を目指します。		小学校高学年における教科担任制を推進し、「 <b>専門性を活かした教科指導による学力向上</b> 」、人事交流・児童生徒の交流による「 <b>中1ギャップ低減</b> 」をとおして「 <b>学びの充実</b> 」を図ります。			小・中学校の交流のリーダーとしての活動をとおして、自己有用感、コミュニケーション能力の向上など、生涯にわたる「 <b>学びの発展</b> 」を図ります。	

【 第2期北本市教育振興基本計画 】

左：計画書冊子

右：計画「概要版」より一部抜粋



「第2期北本市教育振興基本計画」掲載URL

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/soshiki/kyoiku/kyoikusomu/keikaku/index.html>

※トップページからは、「組織から探す」/「教育総務課」/「計画等」 「第2期北本市教育振興基本計画」となります。

## V 学校規模等に関する意識調査

教育委員会では、近年の児童生徒数の減少傾向を踏まえつつも、IVで紹介した学校教育の特色ある取組の、さらなる充実・発展を目指し、その取組の機能・効果を最大限に発揮する学校規模等を模索するため、市内小・中学校児童生徒の保護者・教員・未就学児保護者の3者を対象に、「学校規模等に関する意識調査」としたアンケート調査を実施しました。

このアンケート調査では3者に対し、「望ましい小・中学校規模のあり方」を問うものとして、全て同じ設問を用意することで、様々な角度から児童生徒の教育条件と学校の役割・機能を再確認することを狙いとしました。

ここでは、このアンケート調査の実施・集計結果等をまとめた「『学校規模等に関する意識調査』実施報告書（平成30年8月）」の中から、今後の本市における適正な学級編制や学級数を定めていくに際し、参考とさせていただいた7つの主要な設問に対する回答の集計結果・傾向の分析等について、次のとおり紹介します。

### 『学校規模等に関する意識調査』

#### ～7つの主要な設問～

- 設問1 小学校の学級人数について
- 設問2 小学校の学級数（学校規模）について
- 設問3 中学校の学級人数について
- 設問4 中学校の学級数（学校規模）について
- 設問5 小学校の通学距離について
- 設問6 中学校の通学距離について（徒歩の場合）・（自転車の場合）
- 設問7 これからの小・中学校施設に期待する機能について

\*この調査は上記の7つの設問のほかに、回答の選択に応じて、さらに分岐した設問も用意されています。詳しくは、「学校規模等に関する意識調査」実施報告書をご覧ください。

### 設問1 小学校の学級人数について

(1) 小学校の児童数は、法令で1学級40人(1年生は35人)<sup>\*</sup>を標準としていますが、その上で、最も望ましいと考える学級人数について、次の中から1つ丸囲みでお答えください。

(単位：%)

【集計結果】	児童生徒保護者	教員	未就学児保護者
ア. 1学級あたり20人以下	6.7	9.3	9.4
イ. 1学級あたり21から30人	55.2	73.9	65.1
ウ. 1学級あたり31から35人	32.1	13.6	22.6
エ. 1学級あたり36から40人	4.3	0.7	2.0
未回答	1.7	2.5	0.9
合計	100.0	100.0	100.0

\*ただし、県は児童の実態を考慮し、特に必要と認める場合、標準を下回る数を基準に定めることができます。(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条)

#### 【傾向】

3者ともに、「1学級あたり21から30人」が5～7割を占め、次いで「1学級あたり31から35人」が多い結果となり、1クラスあたりの人数について、標準よりやや小規模となる人数を望む傾向がうかがえます。

### 設問2 小学校の学級数(学校規模)について

(1) 小学校の学級数は、法令で1学年あたり2～3学級(1学校あたり12～18学級)<sup>\*</sup>を標準としていますが、その上で、最も望ましいと考えられる学級数について、次の中から1つ丸囲みでお答えください

(単位：%)

【集計結果】	児童生徒保護者	教員	未就学児保護者
ア. 1学年あたり1学級	1.3	0.0	0.9
イ. 1学年あたり2～3学級	82.2	91.5	87.0
ウ. 1学年あたり4学級以上	14.2	5.4	11.0
未回答	2.3	3.1	1.1
合計	100.0	100.0	100.0

\*ただし、地域実態やその他特別の事情のあるときは、この限りでないとも定めています。(学校教育法施行規則第41条)

#### 【傾向】

3者ともに「1学年あたり2～3学級」が80%以上を占め、次いで「1学年あたり4学級以上」が多く、小学校の学級数(学校規模)に対する意識として、単学級による構成を望まない傾向がうかがえます。

### 設問3 中学校の学級人数について

(1) 中学校の生徒数は、法令で1学級40人<sup>\*</sup>を標準としていますが、その上で、最も望ましいと考える学級人数について、次の中から1つ丸囲みでお答えください。

(単位：%)

【集計結果】	児童生徒保護者	教員	未就学児保護者
ア. 1学級あたり20人以下	2.3	3.7	2.6
イ. 1学級あたり21から30人	27.3	38.9	31.6
ウ. 1学級あたり31から35人	53.8	51.1	53.3
エ. 1学級あたり36から40人	13.9	2.3	11.4
未回答	2.7	4.0	1.1
合計	100.0	100.0	100.0

\*ただし、県は児童の実態を考慮し、特に必要と認める場合、標準を下回る数を基準に定めることができます。(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条)

#### 【傾向】

3者ともに、「1学級あたり31～35人」が過半数を占め、次いで「1学級あたり21～30人」も30%前後を占めていることから、1クラスあたりの人数について、標準より小規模となる人数を望む傾向にあると考えられます。

#### 設問4 中学校の学級数（学校規模）について

（1）中学校の学級数は、法令で1学年あたり4～6学級（1学校あたり12～18学級）を標準としていますが、その上で、最も望ましいと考える学級数について、次の中から1つ丸囲みでお答えください

（単位：％）

【集計結果】	児童生徒保護者	教員	未就学児保護者
ア. 1学年あたり1学級	0.5	0.3	0.4
イ. 1学年あたり2～3学級	18.1	18.4	18.4
ウ. 1学年あたり4～6学級	75.3	76.7	75.8
エ. 1学年あたり7学級以上	2.3	0.0	1.2
未回答	3.8	4.6	4.2
合計	100.0	100.0	100.0

\*ただし、地域実態やその他特別の事情のあるときは、この限りでないとも定めています。（学校教育法施行規則第41条）

#### 【傾向】

3者ともに「1学年あたり4～6学級」が80%近くを占め、逆に「1学年あたり1学級」がほぼ0%だったことから、中学校の学級数（学校規模）に対する意識として、標準となる学級数（4～6学級）が適正だと考える傾向がうかがえます。

#### 設問5 小学校の通学距離について

（1）適正な学校規模の条件として、小学校の通学距離は、法令で「おおむね4km以内であること」とされていますが、徒歩で通学可能な範囲として考えられる実距離について、次の中から当てはまるものを1つ丸囲みでお答えください。

（単位：％）

【集計結果】	児童生徒保護者	教員	未就学児保護者
ア. 2km以内	57.2	47.8	56.7
イ. 3km以内	24.9	33.8	26.6
ウ. 4km以内	12.1	14.3	8.8
エ. 距離は問わない	2.8	0.5	2.7
未回答	3.0	3.6	5.2
合計	100.0	100.0	100.0

#### 【傾向】

3者ともに「3km以内」までで約80%となることから、法令の範囲内の通学距離を望んでいることがうかがえます。

#### 設問6 中学校の通学距離について（徒歩の場合）

（1）適正な学校規模の条件として、中学校の通学距離は、法令で「おおむね6km以内であること」とされていますが、徒歩および自転車通学可能な範囲として考えられる実距離について、次の中から当てはまるものを1つ丸囲みでお答えください。

（単位：％）

【集計結果】	児童生徒保護者	教員	未就学児保護者
ア. 2km以内	41.1	32.3	37.7
イ. 3km以内	27.6	30.2	27.3
ウ. 4km以内	15.8	24.0	20.4
エ. 5km以内	4.6	2.7	4.4
オ. 6km以内	4.3	5.1	3.2
カ. 距離は問わない	2.2	0.6	1.8
未回答	4.4	5.1	5.2
合計	100.0	100.0	100.0

#### 【傾向】

徒歩通学の場合、3者ともに「4km以内」までで約80%を占めることから、法令で指定されている距離よりも短い通学距離を望んでいることがうかがえます。



### 設問6 中学校の通学距離について（自転車の場合）

（1）適正な学校規模の条件として、中学校の通学距離は、法令で「おおむね6km以内であること」とされていますが、徒歩および自転車通学可能な範囲として考えられる実距離について、次の中から当てはまるものを1つ丸囲みでお答えください。

（単位：％）

【集計結果】	児童生徒保護者	教員	未就学児保護者
ア. 2km以内	5.4	1.5	5.8
イ. 3km以内	16.7	14.2	20.8
ウ. 4km以内	24.4	25.2	18.8
エ. 5km以内	17.0	21.6	18.8
オ. 6km以内	20.0	28.2	19.0
カ. 距離は問わない	8.9	3.5	8.2
未回答	7.6	5.8	8.6
合計	100.0	100.0	100.0

#### 【傾向】

自転車通学の場合、3者ともに「6km以内」までで約80%となることから、法令の範囲内の通学距離を望んでいることがうかがえます。

### 設問7 これからの小・中学校施設に期待する機能について

（1）北本市立の小・中学校施設は各地域に配置され、地域コミュニティと密接不可分な関係にある施設と考えられます。これからの学校にさらに期待する役割・機能として重視するものについて、次の中から当てはまるものを2つ丸囲みでお答えください。

（単位：％）

【集計結果】	児童生徒保護者	教員	未就学児保護者
ア. 児童生徒が快適に学習できる環境	39.7	41.0	39.5
イ. 地域に開かれた文化・スポーツ活動の拠点であること（図書館・学校開放など）	15.1	14.6	11.4
ウ. 地域の防災拠点として安全・安心な施設であること	23.4	26.4	25.0
エ. 子育て支援施設との複合化	6.9	8.1	9.9
オ. 高齢者福祉施設と複合化	3.9	2.8	4.7
カ. その他（自由記入）	1.5	0.5	1.0
未回答	9.5	6.6	8.5
合計	100.0	100.0	100.0

#### 【傾向】

3者ともに「ア」が約40%を占め、次いで「ウ」が25%前後を占めていることから、まずは児童生徒が安全に学習に取り組むことができ、災害の際には防災拠点として機能する場所であることを望んでいることがうかがえます。また、自由記入においても様々な意見が挙げられたことから、学校に対して多様な機能を期待していることがうかがえます。

### 「学校規模等に関する意識調査」実施報告書 掲載URL

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/soshiki/kyoiku/kyoikusomu/keikaku/index.html>

※トップページからは、「組織から探す」/「教育総務課」/「計画等」 「学校規模等に関する意識調査の実施結果を公表します」となります。

## VI 適正な学校規模等の分析

義務教育段階の学校は、教科等の知識・技能を習得させるだけではなく、子供たちが一定規模の集団の中において、多様な考えにふれ、認め合い、協力・切磋琢磨することによって、個々の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、社会の形成者として必要な資質を養うことを目的としています。

本市においても児童生徒数が減少傾向にある中で、こうした学校教育の目的を踏まえつつ、「北本市教育振興基本計画」に基づく本市の特色ある学校教育の維持と、各学校における教育効果を存分に発揮させていくために適した学校規模等を定め、よりよい教育環境を整備・保障していくことが必要と考えられます。

教育委員会では、「V 学校規模等に関する意識調査」の調査結果を踏まえながら、標準となる適正な学校規模等を定めるにあたり、その基礎資料とするため、小規模校及び大規模校の各々のメリット・デメリットについて分析し、次のとおりまとめました。

### 1 小規模校のメリット・デメリット

小規模校	メリット	デメリット
学習・生活面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒の一人一人に目がとどきやすく、ていねいな学習指導のもと、きめ細かな教育が行いやすくなる。</li> <li>○学校行事や部活動などにおいて、児童生徒一人一人に活動の場があり、かつ、活動時間が十分に取れるなど、個別の活動の機会を設定しやすくなる。</li> <li>○同じクラスで過ごすことで、児童生徒相互の人間関係が深まり、クラスとしての一体感が生まれやすくなる。</li> <li>○校外学習等、児童生徒の安全面等の掌握がしやすく、団体行動がとりやすい。</li> <li>○異学年間の縦の交流が生まれやすく、学年を超えた友達ができやすくなる。</li> <li>○体育館・プール・特別教室などを利用する授業の割当や集団教育活動の調整がしやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団の中で、多様な考え方にふれる機会や学びあいの機会が少なくなりやすい。</li> <li>○運動会や音楽会、宿泊行事などの集団教育活動において、活動や取組の内容が限られてしまうなど、制約が生じやすい。</li> <li>○グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりにくい。</li> <li>○クラス替えが困難になりやすく、人間関係が固定化しやすい。</li> <li>○運動会や音楽会などの行事において、クラス間の競い合いによって高め合う機会が少なくなりやすい。</li> <li>○各教科の免許をもつ教員を配置しにくい。（中学校の場合）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教室空間に余裕が生まれ、災害発生に伴う緊急避難時に混雑が生じにくくなる。</li> <li>○部活動において、運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使え、活動しやすくなる。（中学校の場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団内の男女比に偏りが生じやすい。</li> <li>○部活動の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。（中学校の場合）</li> </ul>

## 2 大規模校のメリット・デメリット

大規模校	メリット	デメリット
学習・生活面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒が集団の中で、相互に刺激し合い、高め合う機会が増える。</li> <li>○児童生徒が多様な考え方にふれ、協調性を養うとともに、一人一人の資質や能力を伸ばしやすくなる。</li> <li>○運動会などの学校行事や音楽活動などの集団教育活動に活気が生まれやすくなる。</li> <li>○クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や、多様な集団の形成を図ることができる。</li> <li>○社会性や協調性、たくましさなどを育みやすくなる。</li> <li>○学校全体での組織的な指導体制が組みやすくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教員の児童生徒一人一人に対する目が行き届きにくくなりやすい。</li> <li>○学校行事等において、児童生徒一人一人の個別の活動機会が少なくなりやすい。</li> <li>○体育館・プール・特別教室等を利用する授業の割当や集団教育活動の調整が組みにくい。</li> <li>○学年内または異学年間の交流の機会を得にくい。</li> <li>○教職員にとって、自校の児童生徒一人一人の情報共有や状況把握がしにくい。</li> <li>○宿泊行事、校外行事等で、行動の選択幅が制限されがちになる。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クラス替えを契機に児童生徒が意欲を新たにすることができる。</li> <li>○人数が多くいると、物理的に選択の機会が増え、活躍の場を与えることができる。</li> <li>○部活動の種類が増え、選択の幅が広がりやすくなる。(中学校の場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生などによる緊急避難時に、混雑が生じやすい。</li> <li>○部活動において、運動場や体育館、特別教室などの利用の割当や調整が組みにくい。(中学校の場合)</li> </ul>

※上記の「1 小規模校のメリット・デメリット」及び「2 大規模校のメリット・デメリット」については、「学校規模等に関する意識調査」の関連設問の中において、上位となった回答を参考にしながら、まとめたものとなります。

## VII 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針

### 適正な学校規模の考え方（基本方針）

国が標準とする学校規模としては、小・中学校とも「12学級以上18学級以下」となりますが、本市における児童生徒数の将来予想と学校施設の配置状況、そして「V 学校規模等に関する意識調査」及び「VI 適正な学校規模等の分析」に示す内容をそれぞれ踏まえながら、本市の特色ある取組を通じ、これまで構築してきた小・中学校のなめらかな接続にも十分配慮した上で、「北本市教育振興基本計画」に掲げる基本理念「共に学び 未来を拓く 北本の教育」を実現していくに適した学校規模を以下のとおり定めるものとします。

#### 北本市における適正な学校規模（1校あたりの学級数）

	適 正 規 模
小 学 校	9学級以上18学級以下
中 学 校	9学級以上18学級以下 (但し、6学級以上8学級以下も許容範囲とする)

※中学校の通学区域については、複数の小学校区より構成する本市の地理的  
事情等も勘案し、中学校の適正規模の設定を弾力的なものとししました。

※特別支援学級を除くものとします。

#### 北本市が目指す学級編制（1学級あたりの人数）

	学年	適正規模
小 学 校	1～2年生	18～30人程度学級
	3～4年生	21～35人程度学級
	5～6年生	21～40人学級
中 学 校	1年生	20～38人学級
	2～3年生	21～40人学級

※本市では、1学級あたりの人数を重視し、国・県が定める標準学級の人数を基本としつつも、人数の下限を設定することで、望ましいと考える集団規模の目安を表わすものです。<sup>\*5</sup>

\*5 国及び埼玉県の学級編制の基準については、P22に参考掲載しています。

## 【適正な学校規模の設定理由】

～ 北本市では共に学び合うクラス環境を大切にします ～

### ①学校規模（1校あたりの学級数）

北本市教育振興基本計画の基本目標Ⅱ「豊かな心と健やかな体の育成」に掲げる目標の趣旨・取組として、他人を思いやる心や公共の精神を養成すること、児童生徒の健康の保持増進及び体力向上を図ること、そして交通安全や防災などの安全教育の推進などを掲げ、こうした様々な教育活動を各学校において展開していくこととなります。

これらの取組を円滑に進め、その効果を存分に発揮させるためには、1学年あたりの学級数が複数の学級で構成され、同じ学年のクラス間において、協力し合い、刺激し合うことが望ましいと考えられるほか、複数の学級構成により、教員が多く配置されることで、学校全体の「教育力の維持」につながることを期待できます。

「学校規模等に関する意識調査」を通じた保護者・教員の方々の意向においても、小・中学校ともに、各学年でクラス替えが行えるような規模であることを多く望んでいますが、本市の児童生徒数の推移や今後の見込み、さらに学校区別人口等を勘案した場合、各学校における全体の学級数の上限は、埼玉県の基準に準拠するものの、その下限については弾力的に取り扱う必要があります。

このため、小学校については、おおむね半分の学年の中でクラス替えが行える規模についても許容範囲と考え、適正規模となる全体の学級数の下限を9学級以上として設定しました。

また、中学校については、複数の小学校区より構成されることから、1学年あたりの学級数を3学級以上、全体の学級数を9学級以上としました。

但し、本市の小学校区の地理的事実等も勘案して、中学校の適正規模については、6学級以上8学級以下も許容範囲とする弾力的なものとししました。

※本市では、児童生徒の発達段階に応じた「きめ細かな指導」を重視することから、通常学級において、2つ以上の学年を1つとした「複式学級」による編制は、原則行わないものとします。

参考：学校規模の標準を下回る場合の対応の目安

※公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年  
1月27日文科科学省数）より一部抜粋・整理

【小学校の場合】

学級数	学校規模・対応等
9～11学級	おおむね、半分以上の学年でクラス替えができる規模。児童数の予測と教育上の課題の有無を整理しながら、標準を下回る学校規模のメリットを最大限に生かす方策や、デメリットの解消策を講じ、教育環境に差が生じないように留意する。
7～8学級	おおむね、全学年ではクラス替えができない規模。児童数の予測から、将来的に複式学級が発生する可能性がある場合は、適正規模に近づけることの適否を検討することも視野に入れる必要がある。
6学級	クラス替えができない規模。各学年の児童数にも大きな差が生じる場合がある。将来的に複式学級が発生する可能性もあり、適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
5学級以下	おおむね、複式学級が存在する学校規模。地理的条件等の特殊事情がない限りは、学校統合等により適正規模に近づけることが望ましい。

【中学校の場合】

学級数	学校規模・対応等
9～11学級	全学年でクラス替えができる規模。生徒数の予測と教育上の課題の有無を整理しながら、標準を下回る学校規模のメリットを最大限に生かす方策や、デメリットの解消策を講じ、教育環境に差が生じないように留意する。
6～8学級	全学年でクラス替えができる規模。生徒数の予測から、将来的にクラス替えができない学年が発生する可能性がある場合は、適正規模に近づけることの適否を検討することも視野に入れる必要がある。
4～5学級	おおむね、クラス替えができる学年が少ない規模。生徒数の予測から、将来的にクラス替えができない規模となる可能性がある場合は、適正規模に近づけることの適否を速やかに検討することも視野に入れる必要がある。
3学級	クラス替えが出来ない規模。各学年の生徒数にも大きな差が生じる場合がある。将来的に複式学級が発生する可能性もあり、適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
1～2学級	おおむね、複式学級が存在する学校規模。地理的条件等の特殊事情がない限りは、学校統合等により適正規模に近づけることが望ましい。

## ②学級編制（1学級あたりの人数）

北本市教育振興基本計画の基本目標Ⅰ「確かな学力と自立する力の育成」に掲げる主体的・対話的で深い学びを実現していくに際しては、子供たち同士が多種多様な考え方にふれ、相互に刺激し合うような学習環境を整えることが重要と考え、そのために必要となる一定の集団規模（クラス人数）について設定しました。

設定に際しては、「学校規模等に関する意識調査」を通じた保護者・教員の方々の意向を踏まえつつも、本市の児童生徒数の推移や今後の見込み、さらに学校区別人口等を勘案しました。

その結果、小・中学校の1クラスあたりの人数としては、埼玉県の学級編制基準に定める人数の半数を超える人数で編制することが望ましいと考え、本市における1クラスあたりの人数の下限として設定しました。

その上で、児童生徒の「生きる力」をはぐくみ、一人一人の自己実現を支援するためには、小学校の低学年時からの少人数指導等による「きめ細かな指導」を推進していくことに重点を置き、1クラスあたりの上限の人数についても調整することとしました。

小学校については、1～2年生までを30人程度学級、3～4年生までを35人程度学級として「きめ細かな指導」を推進し、5～6年生は埼玉県の基準に準拠した40人学級として学級編制を行うこととします。

中学校については、学校選択制の特色や「学校4・3・2制（小中一貫教育）」による小・中学校のつながりに留意しながらも、これまでと同様、埼玉県の基準に準拠し、1年生は38人学級、2～3年生までを40人学級とした学級編制を行い、その経過を観察しながら、適正数を引き続き研究していきます。

参考：国及び埼玉県の学級編制の基準

国			埼玉県		
学校区分	学年	標準学級	学校区分	学年	標準学級
小学校	1年生	35人	小学校	1～2年生	35人
	2～6年生	40人		3～6年生	40人
中学校	1～3年生	40人	中学校	1年生	38人
				2～3年生	40人

※埼玉県の小学校3～6年生、中学校2～3年生は国の基準に準拠するものです。



---

## Ⅷ 今後の学校教育の充実を図る取組の方向性

本市の教育未来像「共に学び 未来を拓く 北本の教育」を基本理念に定める「北本市教育振興基本計画」に基づき、引き続き進めていくこととなる次の1から3に掲げる3つの取組については、学校教育のさらなる充実を図る上で、各々の取組の意義と特色を維持しつつも、今後の教育制度の改正や社会情勢の動向に応じて、その取組の内容を柔軟に見直していくことが求められます。

今後も、各取組の円滑な実施を保障し、効果を引き出せるような学校づくり、教育環境の整備を図るためには、本基本方針に定める適正な学級数の確立と、適正な学校規模の確保による教育力の維持に努めていくとともに、小規模となる学校への対応としては、4に掲げる適正化の対応について、保護者や地域住民とともに、その検討を進めていきます。

また、こうした取組を円滑に進めていくに際しては、「総合教育会議<sup>\*6</sup>」を活用しながら、教育を行うための諸条件について整備していきます。

### 1 小学校低学年時からの「きめ細かな指導」の推進

小学校低学年時からの少人数学級の編制や少人数指導により、「きめ細かな指導」を実施することで、児童一人一人の個に応じた教育を展開し、子供たちに望ましい生活習慣を身に付けさせ、規律ある態度の育成や学力の向上を図ることができます。

グローバル化による多様性や、急速な情報化・技術革新による社会的変化の影響から、子供たちの生活実態や家庭環境も大きく変化していく現代社会において、今後も児童一人一人に対し、「きめ細かな指導」を引き続き推進していくことが必要と考えられます。

### 2 社会の変化・地域の状況に応じた中学校学校選択制の実施

学区による指定中学校以外の市内中学校へ進学を希望する子供たちについては、「学校選択制」を一定条件のもと活用することにより、入学前から思い描く学校生活や、希望する部活動への参加などの実現が可能となり、充実した3年間の中学校生活を送ることができます。

今後も、社会の情勢や地域の状況に応じて、柔軟な見直しなどを行う制度とし、適正な実施に努め、子供たちの充実した中学校生活を保障するとともに、学校・家庭・地域との結びつきを強めながら、三位一体となった教育活動を基盤とする「学校づくり」を進めていきます。

### 3 学校4・3・2制（小中一貫教育）の発展

義務教育9年間の連続性を重視した指導及び義務教育9年間を見通した学びや育ちの連続性を高めていくため、「小学校における教科担任制の推進」、「小・中学校相互の乗り入れによる授業と指導の実施」、「児童生徒交流活動の実施」、「小・中学校教職員の合同

---

\*6 「総合教育会議」とは、地方公共団体の長と教育委員会で構成し、重点的に講ずべき教育施策等に関する協議を行う会議です。

---

研修会の開催」など、これまで進めてきた各種取組の内容をさらに深めていくとともに、先進地等の事例なども取り入れながら、系統的な教育課程の編成を進めてまいります。

また、学校・家庭・地域がそれぞれの立場から教育活動にかかわることで、小・中学校における義務教育9年間をとおした指導方法の系統性を図り、学校の活性化と児童生徒の生きる力を育成するのみならず、地域との絆を一層深めていきます。

さらに、小中一貫教育の推進に際しては、今後の各学区の状況に応じて、施設一体型小中一貫教育の取組例、あるいは、義務教育学校における取組例など、先進自治体の事例を参考にしながら、さまざまな教育の手法を研究していきます。

#### 4 小規模校の適正化への対応

毎年度の学級編制の状況、児童生徒数の推移と将来予想、学校施設などの様々な課題を踏まえ、本基本方針に定める適正な学級規模（学級数）の維持に際し、支障が生じる可能性がある学校（小規模校）については、教育条件の改善の観点を中心に据えながら、通学区域の見直しをはじめ、義務教育9年間を見通した学校規模等の適正化の検討を行います。

なお、こうした適正化の検討に際しては、児童生徒の通学実態や交通事情及び本市の地理事情などの各種条件にも留意し、「学校規模等に関する意識調査」で得た通学距離に関する考え方も踏まえ、その通学距離は実距離として、小学校においてはおおむね3km以内、中学校においては自転車通学も加味して、おおむね6km以内となるよう配慮しながら、検討に当たることが望ましいと考えられます。

また、小・中学校は児童生徒の教育のための施設に留まらず、災害時における防災拠点、地域の交流の場などの様々な機能を兼ね備え、地域コミュニティの核となる施設でもあることから、学校づくりとまちづくりの双方は、密接不可分な関係にあるものと考えられます。

このため、適正化を進めていくに際しては、「地域と共にある学校づくり」を視点に置き、地域住民の十分な理解と協力を得ながら、行政区と連動した通学区域の見直しも意識しながら、今後、市長部局で策定予定とする「公共施設等適正配置計画（仮称）」との関係性にも十分に配慮し、計画的な検討を進めていきます。

### Ⅸ 基本方針の見直し等について

本基本方針については、今後の教育制度の改正や社会情勢の変化などが生じた場合、教育委員会で審議しながら、必要に応じて内容の見直しを行うよう、柔軟性を持たせるものとします。

---

## 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針

平成 年 月  
北本市教育委員会

〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地

T E L 048-591-1111

F A X 048-592-5997

U R L <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

E-mail [a04400@city.kitamoto.lg.jp](mailto:a04400@city.kitamoto.lg.jp)

---